

前大學教授 內藤耻叟先生講述
會主 山田德明先生校訂



非賣品

倫理 弘道館記述義要旨

完

不許翻刻

大日本中學會

倫 理 講 談

講 師 内 藤 耻 叟 演 述
會 主 山 田 德 明 校 閱

余が先師藤田東湖先生は、幽谷先生の子、藤田次郎左衛門と稱す、名は正字は子定と云ふにして烈公に
仕へて側用入兼學校奉行となり、烈公が幕府の爲に幽せられし時は、同じ
く塾居を命ぜられ、又烈公の再び出るに及んでは、先生も亦進んで幕府の
密議に參與したり、其著す所の書數部あり、中に就て、弘道館記述義と云へ
るは、専ら烈公の主意を敷衍したる書にして、水戸にて學校を建て、文武を
以て士氣を振勵し、我日本の大道を脩明したるの本旨を述べたるものな
れば、余日本國民の子弟等が、博く宇内の學術を脩めて、世界の新説を
聞かんとするに當ては、先づ我國の大道を辨へ、然る後に他國の事をも研
究す可し、是固より學問正當の順序にして、若し此順序に依らざる時は、
必ず多岐の道に蹈迷ひて、心に取留もなく、遂には我身何れの國民たるか

を知るに由なきにも至らん、是予が諸子にとりて、最も緊要のとなりと覺悟し、今爰に、弘道館記述義に掲げたる當時、烈公が學問を國中の子弟に教へたる道の本旨を取り述べて以て逐次之を演述する所あらんとす、是れ實に予は初發に、諸子の方向を定めて、他岐に迷ふまじきの、大本をして其腦裏に定めしむる所以なり、

人能弘道也と云ふ事

天地の間に生ずる動植物は、數千萬の多きに至れども、其中に就て、最も尊ぶく最も靈なる者は、人なり、人は萬物の靈にして、天地を主宰し、萬物を成育するの大任を負ふて、此世に生れ來れるものなれば、吾人の耳目口鼻、身體四肢の働には、必ず之に行ふべき道ありて存す、之を名つけて、人道とも、又達道とも云ふ、其道なるものは、もて人情に従つて互に宜しき所を制して、之か節文をなしたるものにして、もてより人情を離れて、別に道あるものにはあらず、故に人なければ道も亦なく、情性なければ道を行ふべきの本たらず、人の情性ありて後に、始めて此道を生ずるものなるが故に、人能く道を弘むるとは云ふなり、道と云ふものは、もて人の行くべき爲に開けた

る道にして、人なき所には人道あるべきの理なき故に、道は、もて人のあるに隨つて開らけ弘まるべきものにして、人なきときは、即ち道なし、道は唯、此人の情性を節文し、始めて世に弘く行はるゝが故に、人能く道を弘むると謂ふなり、

さて、此道と謂ふものは、いかなるものぞといは、人心の好する所、人身の安んずる所にして、外に求めたるものにはあらず、又他に至理の存するものにも非ず、全く人の世に生れ出でたる上は、自から心の中に備はりて、身になくてかなはざる、父母、兄弟、夫婦、朋友等の倫類に就て、其はどくに従ひ、互に相安んずる所の情性にかなひたる所、是即ち道なり、第一に其人の身は、之を父母に受けて、父母の恩によりて、成長したる人なれば、其父母に事ふるには、則ち此恩に酬ゆる感情によりて、孝行の道あり、又男女既に長して、夫婦となれば、夫婦互に相親愛するの感情によりて、夫婦の間の道を生ず、兄弟あれば、兄弟の序を生し、朋友あれば、朋友の情あること、亦皆相互の人情よりして、之を節文したるものにあらざるはなし、其最重きは、君臣の道にして、父子も、夫婦も、兄弟朋友も、共に君恩によりて、此土に安居し、此道を行ふとを得るが故に、其恩の宏大なるとは、遠く先祖より、後來は子々孫々に及ぶまで、一時一人とし

て、此恩を蒙らざるの人はなく、又此恩を受けざるの時とはあらざる也、父母の恩は、我身に止まれども、君上の恩は、數千萬人の同く之を受る所にして、我夫婦も、兄弟も、皆此恩によりて、立つとなれば、人道に於て最も重んずべきは、君上の大恩なり、既に其恩の大なることを知るに於ては、此恩に感ずる情性は、固より、自然に出で、少しも矯飾りたる道にはあらず、即ち忠義の行は、自からあるべきの道なり、故に、古人の辭にも、君の爲に死するは、預りたる物を返すが如し、もとより君恩の爲に生育したる此身なれば、之を棄て、君恩に酬ゆるは、實に當然の人情なりと云はれたり、かくの如く、君臣、父子、夫婦の間には、自から當然の感情ありて、其感情よりして、五倫の達道を履み行ひ、始めて其道は天下に行はれ、総て人のある所には、悉く弘まりて、至らぬ限もなし、故に、人能く道を弘むと謂ふ、思ふに、此言や別に空理ありて存するにあらず、自から實際の事實に於て明かなりとす、

我大日本帝國開闢の初めを尋ねれば、先づ最初に
天祖天孫ありて、此國土を開らし、此臣民を生じ給ふにつきては、此土に生ずる此人の、一人一時として、當初より

天祖天孫の御恩によりて、生育せざるものはなし、是我身を生じたる父母の父母たる、先祖の其昔にありて、生を受けし初めよりして、數千年を経、此身に至るまで、其御恩の廣大なるとは、實に筆紙口舌にいひつくすべきにあらず、されば、我身をすて、其御恩に報いんとらば、どもに此國土を守り奉りて、これを我今日いたし奉る
天皇陛下の御爲に、忠義を盡して、之を報ひ奉り、此國家の昌運を企圖するより外に、日本臣民たるの義務はあるべきとなし、是此人あるの初めは、
天祖の生育し給ふ所なる故に、人の道は、この報恩の感情より生じて、永くかはらぬ、臣子の忠義とはなると也、其父母の恩に生育したる身も、父母の身は、君恩によりて安きと勿論なる故に、父母に孝なる心の厚さにつけては、猶彌増し君恩の大なることを知るべきと、蓋し言ふをまたず、これを忠孝一本と云ひ、又忠孝無二の道とも云ふ、忠孝と云ひ、親義別序信などいひて、道に種々の名目あるとは、漢土にて古くより云傳へ、君臣父子の間に行はれ、兄弟朋友の交りに於て、欠くべからざる道の名なれども、是固より、人を離れて、情にそひき、新奇にたてたる名目にはあらず、されば、我日本に於ても、既に人ありて生ずる以上は、此道は情に従つて生し、性に本つきて行はれ、

殊に明らかに耳目に見へわたりたる事なり、就中、忠と孝との二つの教は、
 天祖の立させ給ふ所にして、此
 寶祚天皇陛下の御位を云を以て、天壤と共に無窮なるべしと、宣はせられたると、是即ち君臣の
 大義の明白に立ちたる始めなり、次に
 寶鏡を持たせ給ひて、此鏡を視るとは、吾を視るか如くにせよと、宣はせられたるは、
 先祖と子孫とは、同體一脈の連続なることを示させ給ふ所にして、是即ち父子の至親
 の明白になりたる始めなり、此君臣の忠の道と、父子の孝の道との二つの者は、全く
 此土に生ずる此民が上下先後の秩序を立て且自然の恩情に湧出したる心の至誠
 に本つき、此道を知りて、此教に従ふべき者なるが故に、之を人の弘むる道と云ふ、決
 して道を立て、人を強いたるものにはあらず、かくの如くに、神代の初より、忠孝の
 道ありて、上下先後の秩序を乱ださず人の情性を節文したる道ある國は、世界萬國
 に比類なかるべし、人ありて、人道あることを知らず、我日本の人たる道を忘るゝも
 のあるときは、是れ道と人とは、分離して、道は人をはなれて行はれず、人は道を知ず
 して、禽獸にひとしき情況とならんも測りがたし。

故に人は必ず此人道を行ひて、これをひろめ、ますます大に正くすべき靈物なるを
 を思ふて、一時一刻も之を忘るべからざるなり、此意を取りて、當時水戸の學校を名
 つけて、弘道館とは號せられき。

道者天地の大經と云ふ事

前に講じたる所の人の人たる道とは、もと天地開闢して、人間發生の始より、人に具
 はりて、生れ來りたるものなれば、天あり地ありて、人の其間に生したる以上は、必ず
 此人道ありて、天地の化育をたすけ、萬物を成長せしむると、勿論なり、予試に宇内の
 情況を察するに、其君臣父子の道明かならずして、弱肉強食的なる禽獸界を去ると
 遠からざるの行爲も少きにあらずして、王を替へ民を害ひ到らざる所なからんと
 す、されば、此天の天たることを得地の地たることを得るも、始終生存競争の悲惨を
 極めたる結果のみ是れ多くして、君臣父子の大經存せず、上下の秩序破れたるの
 類例のみに滿たされ、道者天地をして天地たることを全くせしめ人をして人たらし
 むる所以の本義に戻ることも多し

人の此世に生れて、互に相親しみ相安んじ、上下怨みなく、民衆相和睦するは、何の道

に由て然るやと云ふに、家内には孝の道ありて、子女は父母に事へ、國中に忠の道ありて、臣民は君上に奉仕しけるが故なり、もし子女にして其父母にそむかば、其家は必ず治まらず、又臣民にして君上に反かば、其國は必ず亂れん、國亂れ、家治まらずんば、人世は壞奪噬呑の修羅場と化し去り、假令天に日月あり、地に山川ありて、能く萬物を生長すと雖も、到底無益の冗物たるに過ぎざるべし、これ道は獨り人の上に於て必要なるのみならずして、天地も、人道なければ終に其功用を全うすべき所なきなり、

我大日本帝國は、實に天地の大經たるべき人道中、最も大切なる忠孝の二道を以て、教育の本旨とし給ひけるのみならず、當初之を

天祖の御遺訓に著はさせ給ひたる故に、其開闢の初めに定まりたる、上下の名分、君臣の大義は、幾千年を経ども、相悖反するとなく、今も神代のまゝに行はれて、人道明らかかに國治動かす、漸次に昭明の域に進みける故に、天地の恩も、日月の光も、共に其功用をなして、物産を生じ、財用を利動し、すべて人間の用を益し、生を厚ふせざるはなし、もし此君臣父子の間に、忠孝の道亂れて、其教明らかならざらしめば、何を以て

か、能く此天地の化育を利用するを得べけんや、これ則ち道は天地の大經にして、此大經立つときは、從て萬理行はる、換言すれば、忠孝の大本立つときは、厚生利用の道自ら亂れず、天地の秩序明かに行はれざるはなし、是れ道は天地の大經たる所以なり、

生民須臾も道を離るべからずと云事

道はもと人心の情性によりて起る所のものなれば、生れて人ある所には、必此道あるべく、もし此道にして、須臾の間も人を離れて存し、又道なくしても、人世に差異なからしめば、之を眞の道とは云ふべからず、爰に人あれば、必ず道ありて存し、寸刻片時も之を離れ得べからざるなり、譬へば、爰に人ありて、其家を立る所には、必ず他に通よふ道あるに同じ、人の此世に在る上は、必ず之に伴ふて離るべからざるものは道なり、

吾人の道は、吾人が此國に生れし初頭より、一刻も吾人を離れて立ちたるとなく、人にして此道なき時は、世亂れて治まらず、人安じて生を完うすることを得ず、實に道は須臾の間も吾人を離れたるとなし、故に我が帝國の皇上帝に上に尊くして、統治し給ひ、臣民は常に下に服従して、之に奉事し、臣子の義

を守るとは、萬古不易敢て變ずることなく、

君上の仁を施し給ふこと、厚くして動くとなし、是によりて、

寶祚は天壤と窮りなく、國土は萬國に秀でたる也、蓋し其本原は忠孝の二道に出で、人心の分義を守り、恩に感ずる眞誠より生じたる道なるが故に、かく萬世に亘りて、須臾の間も斷絶なく、今日に至りしと也、されば、此道の須臾にても吾人を離れて、世に明らかならざるとあれば、天下は忽ち亂れて、戕逆殘害、人世之か爲に兇惡なる修羅場と化し去らむと、古今に徴して明白なる事實なるべし、

世には、何の道彼の道と云ふ者ありて、道の名は一様ならざれども、もし人の身と、人の心とに關係なき道にして、二年も三年も人の之を離れて、差間なきものならば、これは眞の大道とはいふべからず、又達道とは稱しがたし、これ小道にして、其道たるや人心の必ず然るべき所にあらずして、自然の道にあらざるものなり、然るに上下の分義、忠孝の二道の如きに至りては、家あり國あるかぎりには必ず無かるべからざるの道にして、父なきの人なければ、必ず孝の道あらざるべからず、國なきの民なければ、必ず忠の道あるべし、既に父母あり國家ある以上は一國一家を問はず上

下の分義なかるべからずして、則國に君上あり共和政体の米佛國と雖も大統領ありて一國の君上たるなり、況んや我帝國の如きに於てをや、國なく家なきの人は、おらざれば、人あれば必道あるべきとにして、是れ則ち道は須臾も離るゝとあたはざるものと謂ふ所以也、もし之を離れて道ありといは、是れ人道にあらずして、禽獸の道なるべし

立極垂統の事

立極とは、人の目^まを立て、表率を示すと云ふ、垂統とは、物の初めを開き統を垂れて、之を後世に示すと云ふ、さて、上古の

神聖此の國を開き、此民を生して、永く治安に、永く靜寧に、幸福を得せしめんと、君上の御慮より、人爲の教に於て尤も大切至要なる、上下の分義、忠孝の大本を以て、道の表率となし、之を後世に垂れ、後人をして従ひ易く、繼ぎやすからしめられたるとは、皆是

天祖の此民此國の爲に計らせ玉ふ所にあらざるはなし、先其第一に、寶祚を以て、天壤無窮と定め給ふたるとは、此國民をして、永く臣子の分限を守り、忠節を致し、至

誠を盡さしめんとすの聖慮にして、深く此民の安寧をはからせ給ふ御仁心の厚きに出でたり、又人民をして、各其先祖を忘れず、之を祭り、之を尊び、敬ひて怠らず、孝を思ひて敬をつくさしめんとすの御教は、即ち各其子弟たる者をして父兄に、孝悌をすめ給ひ、民の順序を正うせんことをはからせ給ふ御仁心ならざるはなし、此の如く、下の安泰を思召して、世の父母子弟をして、悉く其所を得せしめて、以て忠義を此皇上に致さしむる時は、人各先祖に報効する心よりして、随つて、皇上に奉事する至誠もあつく、世に争亂悖逆の事なくして、自から安泰なるを得る也、故に上下の分義忠孝の大本を表準とし、以て萬世一系國運無窮の基本となし給ふことを、立極垂統とは云ふ也。

天地位るし萬物育はると云事

天地は分れて、日月星辰天に明らかに、山岳河海地に蟠るといへども、もし其位を失ひて、寒暑陰陽の氣正しからず、山岳河海に變災ありて、村里民居も安からざるに至れば、以て萬物を生成長育するとあたはず、さて又假令天地は位を定め、萬物は生成するも、人にして安からず、世亂れて治まらざれば、其萬物の功用を利導してこれを世に施し行ふべき人なきに至らん、故に人道正しく立て、君臣父子の義理名分正しく、兄弟朋友に至るまでも、互に相和睦愛敬するを以て、天地萬物を定る大事とす、是上古の神聖の先、立極垂統して、後始て此天地の功化を賛け、萬物の利用を全くし給ふ所以なり。

斯道を以て六合に照臨し、宇内を統御し給ふ事

斯道とは、即ち勅語の中にもありて、斯道は、皇祖皇宗の遺訓也と宣へる者是なり、而して斯道なる者は、元と人情の必然る所に本づき、上下の分義ある所に立られたるものにして、君に事ふる忠の道あり、父母に事ふる孝の道ありて、其恩徳に報効するの誠心より、之を行事に施すの道までも及ぼし得るものなり、凡六合天地と東南西北を六合と云ふの大なるも、君なきの人なく、父なきの子あるべきいはれなければ、此忠孝の道を以て、人を治るとは、いづれの國土にゆくも世界上行はれずと云ふとなし、上の下に照臨し、國家を統御し給ふには、猶さまづくの教導あり、法刑もありつれども、人道の大本は、上下の分義忠孝の大道を以て成就す

ると也、蓋し其轉る所はまことに人世の自然人情の近き所より起り約ツギかにして小なるとなれども、之を施し行はゞ六合の外に渡り八宏の内に敷施すときは、廣大無邊にして、際限あるとなし。

寶祚之を以て無窮なる事

此天つ日繼と申し奉る

天皇の御位は、神代の始めに定まらせ給ひしより萬世一系、今日に至るまで、寸毫も動くとなく、かはらせ給ふ所なくして、天下萬民を治め給ひ、祖宗の開かせられし此土地を守らしめ給へり、其本は何故にかく窮りなく、永く傳へさせ給ふやと云ふに、實に上下の分義忠孝の二道を以て人道の本とし、此人民を導き給ふが故にあらざるとなし、又天祖の御手づから授けさせ給ふ所の三種の御寶は、此民此國と共に現御神天皇陛下として、世にまします

天皇陛下の御手に受取らせ給ひて、永く斯國家を治め給ふと、是れ即ち皇上の天に對して孝道を天祖につくさせ給ふ所以にして、更に又吾人臣民の偏に

天皇陛下に事へ奉りて、忠義を盡すは、即ち亦各吾先祖に孝事する所以にあらざる

はなく、勅語に克忠に克孝に、世々厥美を濟すとは、此事を宣へるなり。

國體之を以て尊嚴なる事

吾國は、是天地の始めに

天祖のひらき給ふ所にして、之を以て子孫萬世

天皇陛下の御所有と定めさせ給ひ、民をして之を尊ひ敬ひ奉りて、服従和順せしめ給ふとは、此國體をして尊嚴ならしむるの大道にして、もし此尊嚴を失ひては、上下の分義乱れ、臣民服従の道立たず、爲めに和順の實あらずして、國家の秩序安寧を失ふと勿論也、故に吾國體の萬國に比類なき皇室の尊嚴なる所以は、全く上下の分義明かに忠孝の至誠違はず報効の情深くして、千變萬化無窮の極に至るまでも、決して此心の誠を失ふとなさか故なり、そも、今日諸外國の皇帝なる者多けれども、皆開國の始より不變の帝統を維持し來れるものにあらずして、我が天地開闢以來會て動くとなき、

天皇にくらべ奉りては、其尊嚴ならざると、全日の論にあらざるべく、然して、此國體の他に超えて、かくの如く尊嚴なるとも、實に吾人に上下の分義を辨へ忠孝の心あ

りて和順恭服の至誠深きによるとなれば之を以て國體尊嚴なりとはいふなり。

蒼生之を以て安寧なる事

蒼生とは我國中の臣民を云ふ即ち今日四千萬餘の臣民なり此臣民か各其家に居て安寧なるは一家に父子兄弟上下の分義あり父母に事へて孝なるも兄弟に事へて悌なるもによれり是則ち一家安寧の本にして各家は集りて國となり國には吾々の先祖より知召し給ふ歴代の

天皇陛下上にましくて臣民たる者亦奉公至誠を以て下に忠節を勵みければこそ此安寧を得ていつまでも其幸福を保つとを得るなれ故に國家に一人たりとも若し忠孝ならざる者ある時は必其一分の安寧を得ざるのみならず廣く推及はしては遂に天下の大亂の基ともなるべければ各其道を遵守すると是實に臣子たる者の勤むべき公道にして蒼生安寧の至道とす嗚呼人としては誰か其子孫の安寧を求めざる者あらんや果して然らば吾人先之を求むべきの本を勤むべきとにこそ

蠻夷戎狄之を以て率る服する事

吾國の尊嚴にして寶祚を無窮に傳えさせ給ふは蒼生の安寧を致す所以にして之を四方に及ぼす時は御國威自から發達して諸外國も畏れ服ひ奉ることば歴史上に明白なるのみならずたましく來りて我邊海を犯し奉る者ありても皆之を打破りて一たびも彼敵國をして志を得せしめたるとなきのみならず近くは朝鮮の外乱よりして征清の役に及びて國威を世界の表に發揚したること等實に吾先祖たりし臣民より延きて今日に及び一致團結此邦國を守りて此

君皇に事へ奉る忠義の心のあつくして自から義勇の志氣も發達したるに由てなり凡義勇の志氣は其人心の至誠より感發するものにして中心より國を思ふの至誠なければ自から義勇の氣象は發達せざる也義勇の氣此に發して其精神の強剛なるは蓋し忠孝の至誠に本づくものにして即ち斯道より由來するなりされば我が御國の威稜を外國に輝かし萬國をして畏服せしめんとするものは先各自忠勇義烈の心を磨きて志氣を奮發し以て此御國に報効することを忘るべからず

聖子神孫をば肯て自足れりとせず人に取りて善をなし給ふ事

聖子神孫とは御代々の天日嗣をうけ給ふ

天皇陛下なり、前にも述べたる如く、我國は金匱無欠何事も、全備せる御國なれども、
これにては猶満足に思召さずして、何れの外國の道なりとも、我大日本帝國の御爲に
よろしき事は、之を採り用ひ給ひて、これを我國にも施し給へり、是れ固より他の國
々と交通せられ給ふ所以にしも、從て我國家民人を利し給ふの大御心にましまし
て、彼が善とする所は、皆我國の善ともなること多き也、これ往昔にありて隋唐に通
じて其善制を採用し又近く嘉永開港以來は世界萬國と交通し給ひて我國家を利
し民生を護する所以のものは、維れ日も足らず日夜採用して給ひける所以なれば
吾人は謹みて聖旨を奉じ國家民生利用の道を開くに汲々せざるべからざることを
實に皇上の大御心にかなひ奉る臣子の本務なるべし

唐虞三代の治教をとりて皇猷を替し給ふ事

唐は昔支那の堯の世、虞は舜の世の稱、三代は夏殷周の時代をいふ、堯舜の事は書
經(名書)に見ゆ、三代の事も書經にもあり、又彼國の歴史にもだんだん詳かにあけてあ
り、其國を治むる制度、又は禮樂、人を教ゆる名教、節目等は、よるしき所あれば、これを
取用せられて、我國に固よりありし所の人道をたすけ明らかにし、以て世を治り、民

を安んじ給ふの御政事の御助となし給ひき、さて支那の國体は大に我に異なりて
堯舜の時代より位を讓るといふ事ありて、天子の位をも、他人にゆすりて、其子に傳
えざる仕來あり、これはもと其君たるもの民の中よりいでたるによりて、我國の如
く天地と共に初より定まりたる君位にはあらざるが故なり、又之を其子に傳えず
して、他人に傳ふといふは、大に父子の感情を害する事にて、不人情の事を教ゆるに
同じく、且堯舜の代を下りて湯王武王に至りては、いれづも臣として其君を亡ぼし
其位を奪ひたるものなれば、弑逆の人と謂つべく、實に君臣の大倫をやぶり上下の
順道を破りたる者、これ彼の國の如きは民の上になつ所の君主に開闢の始より
我國の如く一定したる系統ありて、動かすべからざるの大本なく、弱肉強食の結果
として暴力を以て智力を助け肆に名義を付して暴逆遂に天位に上りたるといふ
習慣より、かくなりたるものにて、此事は彼國にては致方もなければ、實に天地の
容れざる大惡事にして、遂に此結果自然の習俗を爲し王統數ばく交迭して道義
潰亂すと雖も、我國の如きは古よりかゝる事はなく、天地の始に一定したるまゝに
て、千萬世の後までも天位に動かさなく傳ひ玉ふ事、これ全く

天祖の遺訓に於りて定まりたる大道なると同時に萬世不易の國體なるべければこれを億萬世の基本として少しも動くとなし、殊に今日世界の我國體を推尊する所以の現實に此の一点に存するなり下りて、其他の細事に至りては、昔は支那より今日は世界萬國よりも各よき所をとりて、これを用ひます、此國家の隆盛臣民發達の道を講じ給ふべきとの御事なり

是に於て斯道愈大にいよ／＼明らかになりし事

神代のはじめより、人道の大本は忠孝の義理を明らかにして、日月の如く、人としてこれを守らざる者なかりしは、いふ迄もなく、且其實事に行なはれたる事、ひろく且久しければ、教訓をまたずして、皆能く之を心に得、身に行ひたれども、世の開け進むと共に、人々の心もさかしくなるに従ひ、又あしき習ひも、自から出來ぬれば、これを教へ正さん爲には、往昔孔子などの教を採り用ひ給ひし御事、支那孔子の道といふは、彼唐虞二代の君たる堯舜を元祖として之を述べ明にして、之を以て道をたてたるものにて、孟子(支那の大賢人)は又堯舜之道は孝弟而已矣といへり、扱其孝悌の教よりして、猶ぐさ／＼の事詳細にのべたるは、即ち我國の道義の助ともなる事なれば、當

時これを用ひて、斯道をしてますます大にますます明らかになし給ひし事、これ實に我歴代

天皇の、此民の爲にふかくはかり、遠く慮り給ひしによりてなり、

俗儒曲學此をすて彼に従ふ事

俗儒とは、彼の古昔孔孟の道を學びて、己れ一私人の名利をはかる儒者の類を云ひ、今日に在りて彼の西洋の學問に心酔して、我國體に適するや否や、千万世不易の真理なるや否や、世界の通義なるや否やを極めず、自己を利する爲めにせるを総て曲學とは云ひ、又詩文章、小説などの國體眞理に適はざる虚構の事を喜ぶが、おどき曲りたることを學問する人々をも、此中に加ふべし、かゝる類ひの人々の中には、皆我國固有の道義則ち備はりて、忠孝の教ある事をば知らずして、何事も外國の事をば心酔の結果としてよきことに考へ却て、我事をばあしきものならんと誤斷して、偏に彼が國々の道に従ふをのみよろしき事と思ひ、煩ふ者あらん、これ實に昔は儒者にありし事なれども、當今又西洋の學者にも、此惡弊多からん、即ち我學ぶ所に迷ひ僻りて、元來我國萬世不易の基本たる忠孝の大道をも、あしく思ふものなきにしも

おらず、以ての外のひが事なり、されば、我青年諸君たるもの最も此邊の注意を加へ無謀の徒と謂はるゝことなからんことを望む

皇化陵夷して禍亂相つゞ事

この異端邪説の行はれて、俗儒曲學の徒の多きよりしては、遂に自から世の風俗もあしくなり、國政も衰へゆきて、

天皇陛下の此民にしき施し給ふ御徳化も行はれず、國も亂れ世は荒みて、天下の人民も安からず、大に苦しむ事とならんは、皆其本は即ち忠孝の道の明らかならずして、世に亂民多く出来たる場合なるべし、凡世の治まるも、亂るも、先づ其世の人心の正と不正とによる事にて、人心正くして、世皆忠臣孝子なるときは、これ世の治まるべき根本なり、もし反之して邪曲なる人多くして、不忠不孝の行多ければ、これ必世の亂れんとする前表なりと心得るも亦誤ならざるべし、故に吾人はゆめゆめ忘なく正しき道に従ひ己の徳を修め身を立て忠孝の大義を忘れず、君國隆昌の道を講じ且吾人の安康子孫長久の道を立てざるべけんや

世に大道の明らかならざりし事

世の太平にして、遊惰にながれ、無事に樂みて、戒むる事をしらざるよりして、この人道はいかなるものぞといふ事も、自から明らかならず、忠孝の道の尤重き事をも忘れて、君父に奉公するの道を怠るもの多きに至らば、これ世の亂るの始にして、往昔足利の末世のありさまは、實に斯道の尤も暗き世なりし故に、天下の變亂も亦尤甚しきをきはめたりき、今の隣邦朝鮮、支那の國事日に非なるが如き深く鑒みずんばあるべからず

神道武備の事

神道といふは、我國にて尊ぶ所の

天地の神の道をいふ、我國は古へ天地の始めより、

神聖ありて、此國此民を治め玉ふ、其道を即ち神道といふなり、その事は前にもしばしば言ひたる如く、忠孝の道を以て、本原として此民をして、

君父に奉効せしめ、國土を守護せしむるの精神は、神道の本旨にして、第二に實體的にこれを確達し得べきの策は、武備なくては叶ねぬことなり、故にむかしより神を敬し武を尙ぶの風俗ありて、自然に吾人國民の勇強を尊び、怯弱をいましむるの習

ひあり、之を換言すれば我神道を行ふには更に武備の必用欠くべからざる所以なり、水戸の祖威公は、徳川家康の末子にして、名を頼房トヨフサといふ、常に勇武を尙ひて、日本武尊ヤマトノミコトの御徳を慕ひ事あれば必ず進みて軍功をたて以て、國家に奉効せん事をはかり、又常に神道の書をよみて、古へ

天神地祇の立させ給へる教旨をも研究せられたり、これ其國に報ゆる心のあつきよりして、古への道を好み、又武備をも修めて、此國風を失はず、武士の忠勇を勵まし

て、神祇の功德に酬ひ奉らんとの心なるへし、そもく神といふは、古への天祖天孫を始め奉り、此世に生れ出て給ひて、此國此民の爲に功勞あり恩徳ある聖主賢臣の精靈にましますが故に、今日の人民たる者は、其

御功德を仰き奉りて、之を尊敬し奉る事、畢竟偏に昔の

神徳に酬ひ奉るものなり、しかれば、他の國々のことはさて置き、我國を開き民を養ふか爲に、功德ありし人々の精靈を神とば申奉る事也、是皆上古にありて、我國土に功あれば之をおがめ敬ひ其靈を奉ずべきの所謂あるなり、然るを世の人神といへ

ばたゞ、靈妙不測にして奇怪なる故に神といふ也と心得たるが如きは、これ大なる謬りなり、我國の

神祇と申し奉るは、さる怪物にはましますさるぞ、此事よくく思ふへき事どもなり、

水戸義公明倫正名の事

水戸の義公は、家康の孫にて、源威公の第三男なり、其長兄を讃岐守頼常と云、次の兄は龜九とて、早世せり、頼常は故ありて家を嗣かず、義公幼年の時に、世嗣に定められしかば、心ならずも國を受けて、水戸の主君となられたるを、長成の後深く慙悔ウレシクせられ、いかにもして兄に譲らんとの心なれども、幕府の法度ありて許されざる事なれば、威公の薨せられて家督の上使ありし日に、頼常にはかりて、其子を養ふて家嗣とせんを約し、自からの子は、頼常の養子とせんを誓はれたり、此時もし此事を頼常承諾せられさらんには、義公は今日家督の上使を受けすとの事なる故、頼常も之を承諾せられたりと云ふ、是其長幼の道を守りて、人倫の序を正されたる志操なり、かくて又十八歳の時に、史記の伯夷傳を讀まれし時に、大に感發する所ありて、當時

皇威の奮ひ給はず、幕府の妄に威勢を弄すると、頗る上下の禮分を失ひ、君臣の分義を害すると、少なからずと、深く思惟せられし故に、先初めに大日本史を作りて、之か名義禮分を明らかにし、天下の士民をして、感激する所あらしめんと、の誠衷より、古今の書冊を尋ね求めて、四方の學者を招きよせ、開闢以來より、明徳年中迄の歴史紀傳を作りて、之を世に施さんとは、かられたり、是其志を後世に傳へて、以て永遠の後に至り、必名義を正して

皇威の御回復を謀り奉らんと、の忠心より起れる事なり、かゝりければ、水戸年頭の儀式にも、御進拜と云ふとありて、毎年の正月元日に、正殿の庭に席をしきて、

京都に向つて拜し奉るの禮を始められ、又

勅使として水戸の邸に参向の公卿ある時は、必自から其旅館に至りて、拜禮するの儀を定められたり、されば、勅使邸に臨まるゝ日には、かねてより供揃（供揃）しれきて、勅使の

御賀物を拜受し奉り終れば、直ちに勅使のあとにつきて、其龍（龍）の口の旅館に至らるる事にてありき、又威公の薨する時にも、三年の間は、酒肉を用ゐず、喪制を守られた

り、これも幕府の制度にそひきかたきとなれば、心衷を持せられしなり、又或時林氏にて作られたる本朝通鑑の初めに、日本は吳の太伯の後胤なりとありて、腐儒が妄誕無稽の構説を以て、國体を汚辱すべきを見て、奮然異見を述べられ、直に其文を削らしめられしも、是我

國體を重せられたる公の至誠遠識に出でたる也、其外號を西山隱士といひたるも、伯夷の義を慕はれしなり、又梅里先生と申すも、吳の太伯が節あるを、尚（尚）ばれたるなりと云ひき、さて其日本史を作られしにも、神功皇后の紀を傳となし、又

弘文天皇は、從來帝代に列せられざりしを、掲げて本紀となし、南朝を以て

御正統と定めたる類、皆公の明倫正名の志に出でられたり、晩年隱居の後に、楠公の碑を湊川に立て、碑面には、自から

嗚呼忠臣楠子之墓

と題して、楠公の忠義たることを表賞して、天下の人をして、其志の向ふ所を定めさせ給ひたるも、亦明倫正名の大義を知らしめんと、の心なりき、さればこそ、公薨して百七十年の後に至り、今の

倫 理 講 談

天皇陛下に至りて、明治の御大業あらせられしを、佐け奉りし人々には、此公の餘風に感動して、起り來る人々こそ多かりけれ、又明倫と云ふは、人の道を學ひ知りて、君臣父子夫婦兄弟朋友の五の品を明らかにするを云ひ、正名とは、其君といひ、臣といふ名に従つて、其行ふ所を正しくするを云也、故に今吾人も各其身分に従ひて、それれ人の道を守り、其名われは又其實あらんとを希ふを、明倫正名の本義と心得べし、彼の徒らに高尙らしき理論を尊ひ、虚説を構へ又甚しきは、無識無經見にて政治など談するも、人の上のみを目をつけて、自から己れか行を慎み、己れか身分を省み、ることを知らざるに基す、蓋し、明倫正名にはあらざる也、深く此公の心を體し、我國家の熾盛を計り定めんものをこそ、實に明倫正名の本義にかなひたるものといふべきなり

學校に鹿嶋の太神を祭りし事

そも、當時水戸の學校は、文道武藝を兼教ふる學校なれば、士民の爲に方向を定むべき、

神聖を祭らんとて、或は思兼神を祭りて、文の神とせんなどの論もありしかども、元來斯道と云ひ、教と云ふものは、皆

天祖の立させ給ふ所の御遺訓に本づきて、日本國中の臣民は、古へより今に至るまで、之に服従し奉るべきものなれば、其本原を申し奉れば、天祖より出たる故に、學校の中にも

天祖天照皇太神を祭り奉ること、本義なるべきも、臣下の國に於て、私に天祖の宮を造りて、之を祭るとは、甚恐れ多きと故に、幸に常陸の國には鹿島の宮ありて、古より天祖の御功業を佐け奉りたる、

武雷神タケイカサチを祭りたるとなれば、この神を祭り奉るは、即ち其教を我國に施し給へる功臣を祭るものにて、自から道の本原たる

天祖の御遺訓を仰き奉るの義にも、適ふべきなりとて、是に於て、議論定まりて、鹿島の神を祭りて、これを

神宮と稱し奉り、入門の子弟は、文武にかぎらず、必先此御神を拜し奉るとに定められたり、我國の道は、支那の道などの如く、異姓の皇帝の作りたる、如きものにはあらずして、現に我

倫 理 講 談

天皇陛下の御先祖なる

天祖の御遺訓を以て、斯道の本原起立とすると故、他の國とは大に異なる所謂あるとなり

孔子の廟を設けらるゝ事

孔子は、支那周の末春秋の亂世に生れたる、周の陪臣にて魯の國の大夫にてありし也、其人は微賤なれども、學問德行も人にすぐれ、道の本原は、人倫を明らかにするにあることを知りて、之か本原を堯舜に祖述して、忠孝の大道を教へたる、彼國の聖人にて、其書は、即ち門人等の手にて編纂せられ論語、孝經、春秋等の著作も、世に傳はり、又詩書、易禮などの道理も、作法も、皆此人によりて、後世にのこりたれば、從來人の倫理世の治道を講究する人は、必此人の書を本として學問すべきとなりし故に、我天祖の立させ給へる忠孝の教を講究して、人の臣たり、人の子たる者の道を行ふべき、表的とするには、必ず先以て此聖人の教を貴び敬ひ、これを以て、我道を明かにするの扶翼とすへきとの心より、此孔子の廟を設けて諸人に拜せしむるには、なりし也、是即ち又我が

天祖の御遺訓を明らかにする階梯には、必此聖人の道によりて、明らかにすべきことを知らせんと、の義なるべし、されば、世の人誠に能く

天祖の御遺訓に従つて、之を身に行はんとする者、既に其大節大義は知り得たる上にも、猶微細なるとは、孔子の傳えたる經書によりて、其次第節目を知るへき事、肝要なりしなり、是此孔子の廟の設けある所以なり、孔子の教は、蓋し人情に従つて、倫理を厚くしたる者にて、中にも最忠孝を重んずるの教なれば、誠によく、天祖の御遺訓に符合して、之を用て我道を明らかにするに於ては、最も裨益あるものなり、

神州之道を奉ずる事

我日本帝國を神國と稱し、又神明の國と稱するは、最古き事にて、此名は先づ他の萬國に異なる緣由ありて也、そも、此日本帝國は、元より

神明の開らき給ひたる所にして、臣民は皆神明の支裔なるか故に、土地人民共に、全く神徳に據りて開闢し成立したる御國なれば、之を神國とは云ふなり、今之を神州と

云ふは、唐土の文辭に通はし用ゐたるものにて、神國と申し、さて神州の道とは、即ち又此

神明の立て給ふ道德の教旨なり、而して其教も同しく又天地開闢の始に於て、我神明の此土地をひらき、此臣民を生し給ふと、又實に我徳教を隆盛ならしむるに起原するなり、夫れ其土地を以て上には

萬世一系の君主ましく、之を所有せられ給ひ下には其同種支流の臣民在りて之を守護し奉り以て此

神明の御子孫にまします、我

天皇陛下に事へ奉り、君臣の義永く、天地と共にかはらず、此土地人民

君統の三者、同しく其起原を一にして、悉く

天祖天孫に本原し、人民同しく此土地を守りて、以て此

神徳に報し奉ると、此道の大原なり、次に此時より今に至るまで、上には

皇統綿々として、父子御系統の正しく、曾て断絶することあらせられず、御繼承あらせられ、現に

天祖の授けさせ給ふ所の、此土地臣民を愛撫し玉ひて、皇化の及ぶ所其臣民を見る

と赤子の如く、以て

陛下の御功德を大にし給ふは實に陛下が天祖に御報効あらせらるゝの本義にして、即ち其天祖に對し奉りて其

御孝道をつくさせらるゝ也、臣民も亦各其開闢の始初に於て、

天業を佐け奉りたる神明の子孫にして、神代の昔にかはらず、之に事へ奉りて、忠義を盡し奉れば、是我先祖の本意にも、叶ひて孝道にあたると、是亦忠孝の本義なり、又

昔時より

天皇陛下には其赤子たる臣民の耕業より、作り出だし、穀物布帛の類を奉れば

天皇陛下には、御躬親から之を

天祖に供し奉らる、其之を耕作せし臣民は、皆

天祖の授けさせ給ひし所の人民にして、之が作りたる穀帛を

天祖の御前に供せしめ給ひ、上下の力を合せ、神人一和して、之を祭り給ふは、誠にめでたき御事ならずや、是亦我國祭禮の起原にして、人民も亦各其先祖を祭るの本意

也又

神聖の君に於ては、必人民の衣食をして、不足するとなからしめよとの神意の厚きよりして、其食とすべき米穀を以て、民食と定められ、又布帛を作るべき原料をも、悉く教示し給ひて、人民をして之を造作せしめ、自から衣食して、飢寒の患を免れ、其神徳に報ひ奉るか爲に、租税を奉りて、其

御子孫を養ひ奉り、以て其仁徳を酬ふると、是亦古來神州の道なりしなり、是の如く上下互に相結び、神人共に相和すと、皆其開闢の初めより具りたる、自然正當の大道也、之をすべて、神州の大道と云ひ、されば道といひ、教と云ふものは、皆此神國の昔より具はりて、彼孔子の道の傳來を待つて後に、此道あるものには、あらざりしなり

忠孝無二の事

吾人の此世に生れては、君父の大恩によりて成長するにあらざるものなし、故に成長せざれば、固より吾人の此身なし、此身の成長すると、此大恩によることを知らば、吾人は此身をすて、も、猶此大恩に報ゆることを思はざるべけんや、是れ實に臣子の分として、長上に奉勸する上下の大義たるのみならず、又實に其本に報復する人

間の定期なり、扱其恩の鴻大なる次第を講せんに、父母に、君上に、君上の恩に酬ゆる之を忠と云ひ、父母の恩に酬ゆる之を孝と云ふ、忠と孝とは、其名は各異なれり、唯も、我身の成長して、身家を維持する所以の根本たる、此大恩に報復する所の、心意に至りては、敢て異なることなし、苟も人にして、他の爲に、一旦其身の難を救はれ、若しくは、一物の惠與を受ることあらんか、猶其恩に報謝することを思はざらんや、蓋し萬人の同情一致する所なり、然るに、吾人無上大事なる君父の我身をして、此世に成長せしめたる、至大の恩徳を知らざることあらんや、之を思は、之に報効することを計るは、實に人生至大の一大本務たることは、言を待たずして、明らかなり、其父母に事へて孝をつくす心は、猶以て君上に事へて忠なるべし、而して君上は、獨り吾人の長養せる間の、國家保護者たるのみならず、萬古千秋無窮の極に至りて、父母と雖も、我等と同じく、君上の統治し給ふ大恩によりて、成長し安固たるを得べければ、なり、されば、君上に事へて忠節なるべきは、即ち世の父母たる者の希ふ所の至心にして、父母の願ふ所を爲すは、子たる者の父母に對するの孝なるべければ、是實に忠孝の道は、無二にして、一致せるものなり、故に君國の大事に臨みては、吾人は、假令父

の屍をのりてへて進み戦ふども君國の爲めに不孝ならざるのみならず父は却て吾人の忠節を悦ぶなるべし是又一の孝道にして忠孝一致の事實なりとす父と雖も亦君國の恩に報ひて死すべきの本務あるを以てなりしかるを昔より忠孝兩全しがたしと云ふは眞正の大道を察せずして君の爲に死すれば父の爲には不孝になり父母の爲につくさんとするれば君の爲に忠死するを得ずと單に一局部をのみ觀察したる認見なりとす此義理は既に先聖孔子の教にも明辯ありて臣子たる者の其君上に忠をつくすは即ち父母に事へて孝なるにわたると定められたり但し其の事の大小輕重によりて君國の御大事には父を顧みるべきの道はなかるべけれども父母の大事には君國事なき泰平の時節には奉公を辭するとなさばあらざれども此等は情況に應じたる事柄にて君國に其影響を及ぼさざる場合なるべければ忠に背く所なく孝を全うすべき義なるべし是忠孝兩全の大義にして吾人の謹みて思ふべきことにこそ

文武不岐といふ事

文とは學問文藝より道を行ひ徳を修むると等皆文なり武とは古射騎刀槍なりし

も今は西洋の法式に變更せられて銃砲銃槍等其重なる者となりぬ此等を操りて戦ひの法を學ぶ者皆武也農工商に至りても皆各其業ありて之を習ひ之を爲すに又各之に要すべき學問あり則ち此頃の發達せる物理化學などより其他工藝技術商業等數多の學藝あれども人としては先づ人の人たる道を知り忠孝の義をよく辨ふると感要にして是則文の教とし吾人の精神を鍊磨し或は又一旦事あるに臨みては時に軍に従ひ船にも乗り出て敵を靡け堅を破るべきは則武技也此等其業は各異なれども其君上と國家との爲に報効するの心は各異なるとなし是皆國家の光威を宣揚し以て臣民の務めを盡すの道にあらざるはなし故に之を不岐といふ二途ならざるの意にて文事ある者は必ず武備あるの謂也もし又假令文藝武術等より萬般の事業に巧妙なりと雖も吾人の心に國家を愛するの精神なく身に君上を奉戴するの實行なくんば則ち文武の本旨を得たる者とはいふべからず況んや我大日本帝國臣民たる者の本務と謂ふことを得べけんや然るを世人或は誤りて妄りに外國人を崇拜するをば卑屈と思はずして却て我國家臣民たる者が上に従ひ服するを卑屈と思ふ如き者あらんか是大なる覺悟違ふされば人々其大恩ある

國家君父に従ひ文武三道を左右にして其應用を誤らざると其の忠孝正義たるべきは言を待たざる所之斯ければ則ち文武の道を學ぶ人の本心にて君に忠に父母に孝に國を愛し家と思ふを以て本として後萬般の藝術をも學ぶべきと感要也

學問事業不殊其效といふ事

人の物を學ぶは何の爲にするやといはゞこれを應用して實行を全うせんとするが爲なりもし之を學ぶといかに熟練なるにもせよ之を今日に實行すると能はざれば其學びたる甲斐もなし然るに世には問空理を論ずるをのみ學問と心得て之を今日に應用して實効を奏するの策を講ずることを知るもの少し理論は誠に聞かすべきが如くなれども吾人に於て之を應用すべき運轉の能力なければ只空理のみにて其事はどよのはざるもの也譬へば醫師の病理藥性等に明かなる者あるも實地に其人々の病を診し藥を投じて之を療治すると能はざれば名醫といひがたきが如し故に理を窮るはもと之を事の上には施すべきが爲にして徒らに理論のみを巧みにし口舌を弄ぶの資とするが如きは以ての外の心得遠たるべし勿論人にして事物の理を知るべきは一事一物に滯りて他に變通しがたきなり蓋し又

學問と事業とは實は互に相並びて進むべき筈なれば理論と實際とは別々なるべき者にあらず彼の自然に空理に陥りて實用に疎なるが如きの不都合もなかるべし是今日少年諸君の最も心を用ふべき處なり殊に理論は相手もなく口にまかせていか様にもいはるれども之を實行するに至りては必其向ふ所の事物ありて口のみにては行はれず時と情況とを考合せて之を活用せざるべからず吾人の前途誠に能く心を用ひて又能く考ふべき所なり

敬神と云ふ事

神とは神代の神靈のみならず凡そ其身に功德ありて世を治めたる人々の靈魂も皆神なり神なりとて神變不思議此世の外にありて人に異なる怪物をいふにはあらず皆上世に功德著大なりし方々の精靈にてまします也しかれば我々天神地祇と崇め奉り敬ひ祭り奉る所の者は皆聖神の徳ましますを以て之を神とは申すことにて吾人の上位に置きて之を上にし尊ぶ心なりあやしく不可思議なるをいふ神變の怪異とは自ら大に異なる所ある也何故に此人を敬ふといふに上世にありて上の政を施し或は之を助けて此代に施し此國民を治め給ひたるの盛徳

ましませしが故に、之を神として敬ひ奉る也。既に之を敬ひ奉るにつきては、其事業
功徳を慕ひて之を尊崇し、就ては又其神靈を追想敬畏するものなり。蓋し其至心に
至りては、今日吾人の

君上を仰ぎ奉るに同じ、其神怪不思議なる点をおそれて、之を敬畏するにはあらず、
又吉をいのり、凶をさくるが爲に、之を祭るにはあらず、只其當初の御功徳を思ふて、
其靈魂を敬祭する也。扱其之を敬ふに付きては、又其教を尊び、其道を行ふは是當
然の理なれば、昔の世にありて、此國の爲に立させ給ふ神の教を以て、我道の本とす
るを神道とは云はれし也。我日本の人民は、從來此神教と神功とによりて、世の安泰
を保ち生育繼承し來りければ、吾人が此神道を敬畏尊行すべきはいふ迄もなし、扱
又神道とて、別に不可思議の道あらざるは當然なり。たゞ人の道を行ふて、祖宗祖先
に鑒み、忠孝の義を全くすると、是即ち神道なり、人道の外に、神道あるにはあらず。

崇儒と云ふ事

儒とは、古へより世に徳義を教へて、人をして人道を知らしめたる人を儒と云ひ、孔
子も亦儒にして、其道は儒道也。即ち亦人道也。孔子の教ゆる所の儒道は、人の道なる

か故に、全く我神道と異なる所なきなり。されば神を敬する者は、必ずや又儒道をも
崇ふべきなり。さりとて外國(支那)の儒道を以て、我神道と同じくすべしと云ふには
あらず、彼儒教のよき所をとりて、我神道を行ふの補助とすべきを云ふ也。世には、儒
道を崇ふがあまりに、孔子を以て、我が上世の神よりも尊しと思ふ如きは、大なるあ
やまり也。孔子も外國の人なれば、其道のみは尊ぶべきも、其人をまで尊んで、以て我
君父に同じくすべきにあらず、是こそ孔子の心に叶ふべきことなれ、唯其道と教と
を崇んで、之を我忠孝の義を行ふの補佐ともなすべきことなり。

集衆志宜群力以報國家無窮之恩といふ事

凡一國の力を以て、萬國の敵に對し、衆人の智を集めて、一國の光となすは、其志を
一にし、其力を同じくするにあらずれば、之を成し難きと勿論也。其志同心なるべ
き隨一の原理は、皆人の心に、忠孝の大義を失はず、偏に君父に奉事して、上下の秩序
を失はず、無窮の恩徳に報せんとするにあり、此一念にして同じく、衆人皆ひとしけ
れば、即ち一志同力になりて、萬國の強敵をも取挫し、一國の光威をも、宇内に耀か
すことを得べき也。唯其智と力とはいかばどに秀でたりとも、心に忠孝の念なくし

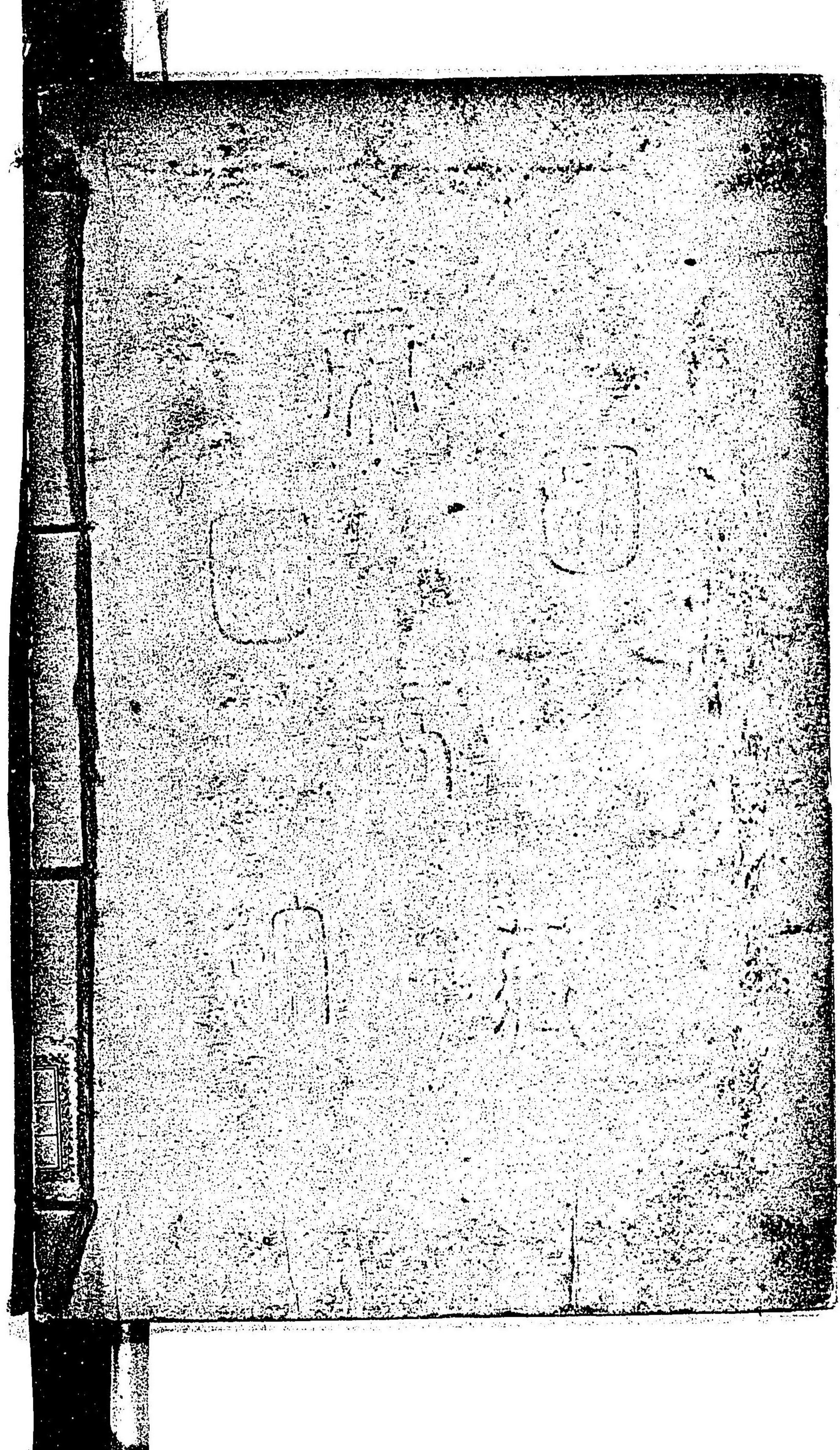
62
366

倫 理 精 談

(四十二)

て君父に奉効するの精神乏ければ、決して敵國を挫き、國光を發すると能はざるは勿論の事なり、もし我日本にして、一國の力量、萬國に敵すると能はず、一國の光威萬邦に輝かすと能はずとすれば、凡天下の理、進まざれば必退くと云て、進歩せざれば必退歩するとなり、故に進歩せんと欲せば、必先忠孝一致の至誠を磨きて、萬事に策應し、此精神を奮發すると思ふべし、吾人にして此精神に充滿せば、必萬國を威服せしめて、國光を宇内に耀かすに敢て困難ならざるべし、譬へば、こゝに八面玲瓏なる珠あり、其玲瓏なるか故に、美なる光輝を放つは、必内に在るもの、皆清淨潔白なるが故なり、もし其内に在る所のものにして、汚濁ならんか、必八面玲瓏なること能はずして、其光氣發揮せざること何人と雖も、之を信じて疑はざるなり、之と同じく吾人臣民たるもの、内には不忠不孝の汚濁あれば、必ず我國光を宇内に發揮するを得ず、されば、我大日本帝國臣民たる者、一に國家君父に對し、忠孝の念慮を厚くして、以て、此精神を振ひ起し、之を以て、外萬國の敵を挫き、内國光を發揮するの道を全うせんと思ふべし、是實に我等臣民たる者の國家に對するの本務なりとす、

倫理 弘道館記述義要旨 畢



62
366

大日本中學會
三書第博後
倫理
弘道館記述義要旨
白藤耻叟

201795-000-3

62-366

弘道館記述義要旨 (倫理講談)

内藤 耻叟 / 述

[刊年不明]

EDA-0094

